

形質変更時要届出区域台帳

名古屋市

整理番号	整 2024-12	指定年月日・指定番号	令和6年12月2日 指 - 249	所在地	名古屋市港区十一屋二丁目330番1の一部		
調製・訂正年月日		令和6年12月2日（令和7年3月28日一部追加）					
形質変更時要届出区域の概況		旧事業所			面積	当初指定時：284.5㎡ 一部追加後：980.45㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨				法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域である。			
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類							
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置							
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨							
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	R6. 8. 27	砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社ダイセキ環境ソリューション	
	R7. 2. 28	砒素及びその化合物（施工の円滑化のため）		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社ダイセキ環境ソリューション	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
名古屋市港区十一屋二丁目 330番 1の~~一部~~
- 2 試料の採取を行った日
令和 6年 4月 8日、 7月31日
- 3 調査結果
表のとおり
- 4 形質変更時要届出区域及び試料採取位置図
図のとおり

表1 土壌分析結果

【土壌溶出量調査結果】				単位：mg/L
分析項目		A1 (A1-4, 5, 6, 7, 8)	基準	定量下限値
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.0002未満	0.002以下	0.0002
	四塩化炭素	0.0002未満	0.002以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.004以下	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1以下	0.002
	1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.04以下	0.004
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.002以下	0.0002
	ジクロロメタン	0.002未満	0.02以下	0.002
	テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.01以下	0.0005
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	1以下	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.006以下	0.0006
	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下	0.001
	ベンゼン	0.001未満	0.01以下	0.001
	カドミウム及びその化合物	0.0003未満	0.003以下	0.0003
第二種特定有害物質	六価クロム化合物	0.01未満	0.05以下	0.01
	シアン化合物	不検出(0.1未満)	検出されないこと	0.1
	水銀及びその化合物	0.0005未満	0.0005以下	0.0005
	セレン及びその化合物	0.002未満	0.01以下	0.002
	鉛及びその化合物	0.005未満	0.01以下	0.005
	砒素及びその化合物	0.018	0.01以下	0.005
	ふっ素及びその化合物	0.27	0.8以下	0.08
	ほう素及びその化合物	0.03	1以下	0.02

【土壌含有量調査結果】				単位：mg/kg
分析項目		A1 (A1-4, 5, 6, 7, 8)	基準	定量下限値
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	1未満	45以下	1
	六価クロム化合物	20未満	250以下	20
	シアン化合物	5未満	50以下	5
	水銀及びその化合物	1未満	15以下	1
	セレン及びその化合物	10未満	150以下	10
	鉛及びその化合物	50	150以下	10
	砒素及びその化合物	10未満	150以下	10
	ふっ素及びその化合物	100未満	4000以下	100
	ほう素及びその化合物	100未満	4000以下	100

注 網掛けは基準不適合を示す。

表2 個別土壌分析結果

試料採取地点	砒素及びその化合物	基準	定量下限値
	溶出量 (mg/L)		
A1-1	0.012	0.01以下	0.005
A1-2	0.005未満		
A1-3	0.012		
A1-4	0.009		
A1-5	0.008		
A1-6	0.010		
A1-7	0.005未満		
A1-8	0.013		
A1-9	0.009		
B1-3	0.009		

注 網掛けは基準不適合を示す。

表3 土壌含有量調査結果（追完調査）

試料採取地点	砒素及びその化合物	基準	定量下限値
	含有量 (mg/kg)		
B1-3	10未満	150以下	10

港区十一屋二丁目330番1

N

B A 起点

10m

10m

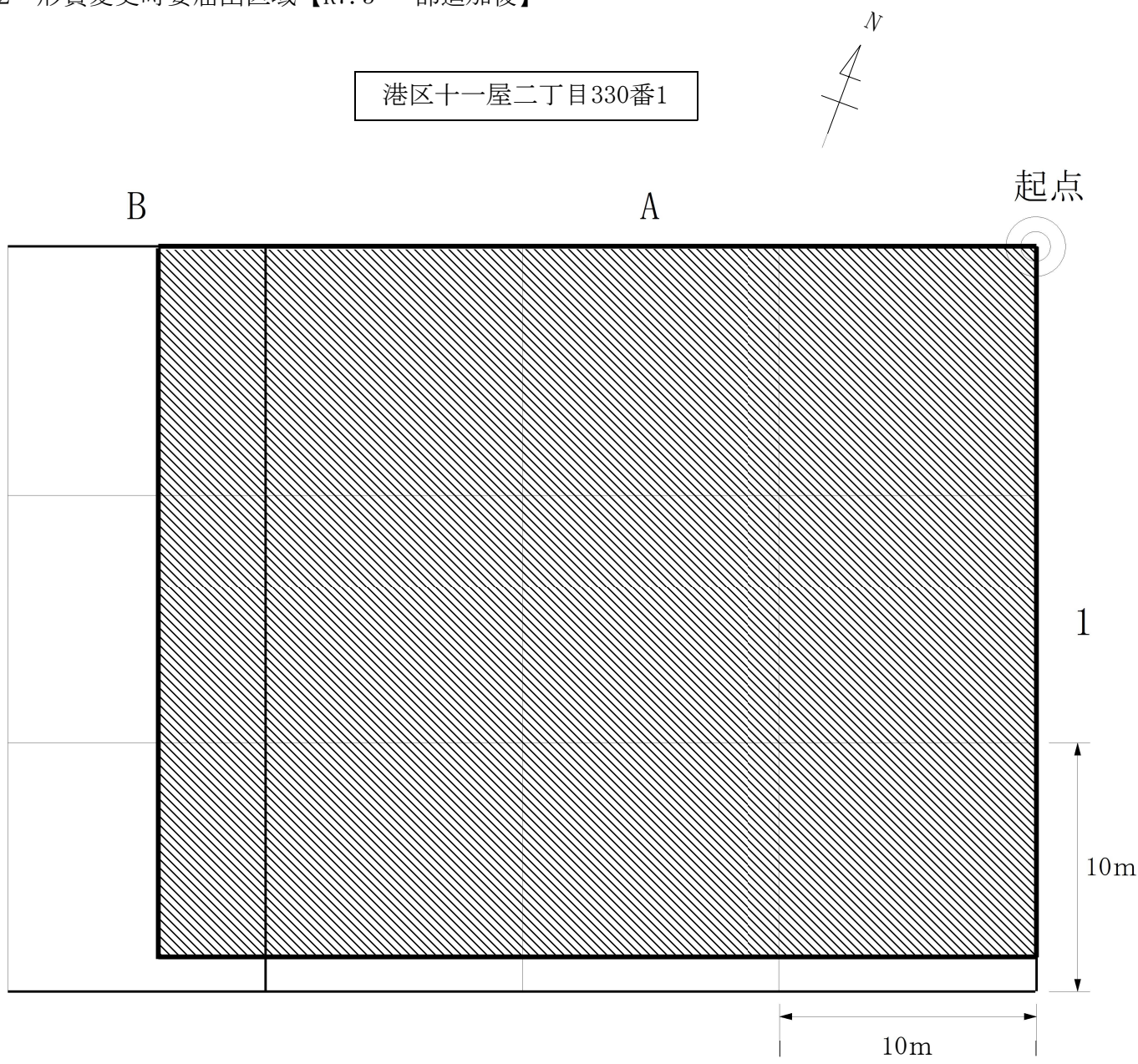
☐ : 調査対象地（筆の全部）

● : 土壤試料採取地点

地点名:A1-1

	A	B	C
1	1	2	3
2	4	5	6
3	7	8	9

図2 形質変更時要届出区域【R7.3 一部追加後】



凡例



: 調査対象地（筆の全部）



: 形質変更時要届出区域
（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

単位区画凡例

A			
地点名:A1-1	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
			1